

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	館地区 (八幡、坂牛、通清水、一日市、烏沢、鷹ノ巣、高岩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和4年12月21日、令和6年3月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の平均年齢69歳と高齢化が進み、中心となる担い手が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者不在の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。市内他地区と比較するとりんごやもも等の果樹生産が盛んな地域であり、果樹生産の安定並びに農家経営の発展を目的として、地域農家や団体で「八戸市果樹振興会」が組織されている。しかしながら、将来の地域の担い手の高齢化や減少、及びそれに伴う未耕作地の増加が課題である。

## 【地域の基礎的データ】

農家数:216戸(うち販売農家数106戸、自給的農家数110戸)

農業従事者数:236人(うち50歳代以下39人)

団体経営体(法人・集落営農組織等):2経営体

主な作物:水稲、ミニトマト、りんご、もも、スナッフエンドウ、ねぎ

## (2) 地域における農業の将来の在り方

果樹生産者が一定数いることから、市内他地区と異なり水稲や野菜の他、果樹生産も視野に入れた入作者の受入が可能である。そのため、水稲や野菜と、りんごやもも等の果樹生産を取入れた複合経営を行い地域農業を維持させていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	315 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	296 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
館地区の農地利用は中心となる担い手の認定農業者、認定新規就農者、営農法人等計22経営体が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。また、農地中間管理機構を活用して認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、担い手の経営意向を斟酌しつつ徐々に集約化を進める。また、市農業委員会に比較的大規模な貸借希望があった場合は農地中間管理機構担当部署へ誘導してもらうなど連携し、積極的な活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
具体的な基盤整備事業の話はないが、希望がある場合は機会を設けて制度説明を実施する。貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、新規貸借や契約更新の際は近隣地の耕作状況等現状を聞き取り、保安全管理されている場合は貸借を勧奨するなどし、機会毎に声掛けを行い徐々に団地化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
「八戸市果樹振興会」と連携しながら担い手の確保・育成に努める。入作者を含め地域内外から多様な経営体を募るため、地域特性を活かした情報発信を行っていく。(例えば地域広報誌の発行など)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域での鳥獣害の具体的な対策はなく、各農家で個別対応している。農作物被害があった場合には農作物被害担当部署へ連絡後、捕獲等の希望がある場合は鳥獣害担当部署から鳥獣被害実施隊事務局へ連絡し、罠の設置を行っている。
- ⑤果樹生産の安定と農家経営の発展を図る目的で、「八戸市果樹振興会」を組織し、生産技術や各種補助事業等の情報提供や地域の情報交換を行っている。
- ⑦2地区において中山間地域等直接支払交付金が認定されており、保全・管理に活用している。